

産業建設常任委員会議記録
(条例審査)

1. 日 時	令和7年2月5日 9時30分開会 令和7年2月5日 15時45分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	荒木礼子委員長、隅田雅春副委員長、金崎美和委員、渡辺拓道委員、大内正博委員、上田英樹委員
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	議案第20号 丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者の指定について
8. 議事の経過	<p>開会</p> <p>【委員会】 荒木委員長 開会宣告</p> <p>■日程第3 議案第20号 丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者の指定について</p> <p>■農都創造部（森づくり担当）</p> <p>森づくり課 説明</p> <p>【主な質疑】</p> <p>上田委員 取組内容の中で、公園の資源を活用した森林散策、生き物観察などの自然体験プログラム、またアウトドア教室、親子キャンプなどが記載されています。これらの中で新しい取組はどれでしょうか。</p> <p>農都創造部（森づくり） ここに書いております公園の資源を最大限活用した森林散策、生き物観察、星空観察などの自然体験プログラムは全て新しいプログラムです。</p> <p>上田委員 ここにはコテージ、バーベキュー棟、メインハウス、管理棟などがありますが、過去、修繕等も多かった施設でもあります。特にコテージなどのエアコンとか設備の関係もありましたが、今現在、大きな修繕を要するところはない</p>

のか。また、この指定管理の中で修繕する場合、何万円以上は市の負担、それ以下は指定管理者の負担ということを決められていると思いますが、それは以前と変わらないのか。その2点について教えてください。

農都創造部（森づくり）

今、直近で抱えております修繕というのは、今のところないんですが、施設もかなり老朽化しておりますので、特に浴室、ボイラーなどの施設設備はかなり老朽化しておりますので、ここ二、三年のうちに改修をしていく予定にはしております。修繕のリスク分担ですが、これまでどおり10万円以上は市の負担、10万円未満は指定管理者としております。

上田委員

分かりました。特に今回、管理運営方針の中で、「地域とともに育てる公園管理」、「地域との協働を通じ」というところが1番メインだと思っております。指定管理を受けていただいてありがたいと思っております。そうした中で、これは余計な心配かもしれませんが、候補者管理検討委員会の中に城東地区の方は入っておられますけども、後川の方が入っておられないというところがあります。その辺りは後川地区の方ときっちり詰められて、地域との協働というところも後川の方が期待された内容で書かれているのか。もう一つ、これもやばな質問かもしれませんが、湊谷の森公園にはレストハウスがある中で、近くには地域の方が運営されているレストラン的なものもありますので、その辺り、特に後川地域との協調関係について、今分かっている範囲について全てお答えいただきたいと思っております。

農都創造部（森づくり）

来週になりますが、現管理者の後川の郷の取締役会に市とクラブ篠山キャンプ場と出席いたしまして、事業計画の報告させていただいて、今後、できる限り地域と連携した事業内容というのを詰めていく計画です。

上田委員

分かりました。そしたらまだこれは指定管理者を選定して決定はまだですが、ある程、後川の方は知っておられるけども、最終的な詰めはできてないというところがあるということですのでよろしいですね。

農都創造部（森づくり）

そのとおりでございます。先ほど申し上げた取締役会の

後、また、地域に説明を頂くというふうなことで後川の方には了解を頂いております。

(後刻、追加説明)

荒木委員長

それでは、ここで指定管理候補者が指定管理を受ける資格がある団体であるのかどうかについて説明をお願いいたします。

農都創造部 (森づくり)

お配りしておる資料は、管財契約課が作成しております指定管理者制度運用指針の抜粋です。4 ページ以降については、公の施設、指定管理者の指定手続等に関する条例をつけさせていただいております。本日、御説明をいたしました丹波篠山溪谷の森公園の指定管理候補者についてはクラブ篠山キャンプ場を提案させていただいておりますが、法人格を持たない団体ということで、個人事業主で適切ではないのではないかというふうな御質問を頂きました。それにつきまして御説明をいたします。2 ページの下ですが、指定管理者になれる団体ということで指針で説明をしております。3 ページに「法人その他の団体であって」ということで地方自治法に書いてございます。その下のところ、「したがって法人格については必ずしも必要なく、民間事業者等が幅広く含まれていますが、個人を指定管理者として指定することはできません」というふうに指針で書いております。また4 ページの条例、第2条のところにも、「法人その他の団体を公募しなければならない」ということで書かれておりますので、クラブ篠山キャンプ場は、「その他の団体」というふうに分類をしております。指定管理者として適切な団体、事業者というふうに見ております。

渡辺委員

ちょっと説明が分からないのですが、団体というのは、要するに個人ではないというような認識のもとで整理をされているということで、今回の候補者自身がどうこうということではなく、今回の候補者が団体であるということを理解させてもらえたら、それだけでいいんです。なので、その団体の構成員と団体の規約を見せてもらうことはできないんですか。

農都創造部 (森づくり)

団体の規約は申請書で添付されておりますので、提出することは可能です。構成員については、申請書に求めてお

荒木委員長

りませんでしたので、必要ということであれば候補者から取り寄せることは可能です。

そうしましたら、この件については後日、改めて調査を行います。

日程第4 議員間協議

荒木委員長

議案第20号 丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者の指定について、後日、改めて審査を行うこととする。

荒木委員長

それでは、審査が終了しましたので、閉会に当たりまして隅田副委員長より御挨拶をお願いします。

隅田副委員長

あいさつ

閉会